



北・北海道中央圏域 定住自立圏共生ビジョン懇談会 資料集



1. 北・北海道中央圏域定住自立圏に関する経過報告
2. 中心市宣言
3. 定住自立圏形成協定項目一覧表
4. 定住自立圏の形成に関する協定書

北・北海道中央圏域定住自立圏に関する経過報告

年 度	内 容	適 要
平成21年度	随時 上川北部広域圏9市町村による情報収集・意見交換	
平成22年度	5月28日 上川北部地区広域市町村圏振興協議会総会 (複眼型中心市による定住自立圏構想の推進を確認) 6月29日 先進地調査 ~7月1日 (視察先：高知県四万十市、黒潮町 参 加：11市町村 12名参加) 2月28日 定住自立圏構想市町村長会議 3月28日 中心市宣言(名寄市・士別市) 随時 圏域自治体13市町村による調査・検討	名寄市 名寄市
平成23年度	随時 圏域自治体13市町村による協定内容に関する協議 8月23日~25日 中心市、周辺町村による協定内容についての合意 9月 圏域自治体による協定の締結に関する議決 (各自治体の議決日 名寄市 9月20日 士別市 9月16日 和寒町 9月22日 剣淵町 9月21日 下川町 9月14日 美深町 9月16日 音威子府村 9月27日 中川町 9月21日 幌加内町 9月15日 西興部村 9月15日 枝幸町 9月12日 浜頓別町 9月15日 中頓別町 9月13日) 9月30日 北・北海道中央圏域 定住自立圏形成協定 合同調印式	名寄市

定住自立圏構想
中心市宣言書



平成23年3月28日

名寄市 士別市

目 次

定住自立圏中心市宣言	1
1 都市機能の集積状況	3
2 都市機能の利用状況	
(1) 市立病院患者数	5
(2) 通勤通学者数	6
(3) 図書館登録者数	6
3 圏域自治体と連携を想定する取組	
(1) 生活機能の強化のための取組	7
(2) 結びつきやネットワークの強化のための取組	7
(3) 圏域マネジメント能力の強化のための取組	8
4 中心市への通勤通学割合が0.1以上である自治体	8
5 中心市と連携する意思を有する自治体	8

定住自立圏中心市宣言

名寄市と士別市は、北海道北部の中央、北海道遺産に選定された朔北の大河「天塩川」の流域に位置し、肥沃な大地と豊かな水と緑、四季折々の自然に恵まれたまちです。

また、北海道北部を南北に縦断するJR宗谷本線や国道40号をはじめ、北海道縦貫自動車道や国道、主要道道が接続するなど、交通の要衝として幅広い圏域を形成し、産業、教育、医療などの拠点として、近隣のまちとともに発展を遂げてきました。

名寄市は、全国一のもち米産地を形成する農業を基幹産業に、道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院である市立総合病院、保健・医療・福祉の連携と協働を基本理念とする市立大学、国内有数の規模を誇る望遠鏡を備えた市立天文台など、都市機能の充実と魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

士別市は、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれた、農業を基幹産業とする田園都市です。また、サフォーク（羊）をまちの顔とした観光と食の連携、陸上やスキーをはじめ吹奏楽や演劇等の合宿を受け入れる「合宿の里づくり」、積雪寒冷という自然環境を活かした「自動車等試験研究のまちづくり」などの地域づくりを進めています。

当圏域は、両市を含む和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町の上川管内北部8市町村と新たに加わった幌加内町、さらにオホーツク管内西興部村、宗谷管内枝幸町、浜頓別町、中頓別町の13市町村で構成される複眼型中心市による定住自立圏であり、従来の広域圏の枠を越えた新たな「北・北海道中央圏」を構築するものです。

この間、当圏域においては、市町村合併をはじめ、上川管内北部8市町村を中心に消防、衛生組合などの一部事務組合の設置や観光、福祉、医療分野などにおける連携に取り組んできました。また、車社会の進展や道路網の整備・充実など交通の利便性の向上と相まって、通勤、通学、買物、医療など、住民の生活行動は広域的な結びつきを強めています。

今後、我が国においては、本格的な人口減少社会の到来が予想される中で、特に地方では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が見込まれています。また、グローバル化の進展や地域経済の低迷、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、地域が知恵を出し、創意工夫をしながら自主的・自立的な地域づくりを進めることが強く求められています。

さらに、将来にわたり安心して暮らせる地域を形成し、持続可能なまちづくりを進めるためには、自治体が互いに連携・協力をして、それぞれが持つ資源を有機的に連携させ、暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、地域の誇りを培い、魅力ある地域を形成していくことが重要となっています。

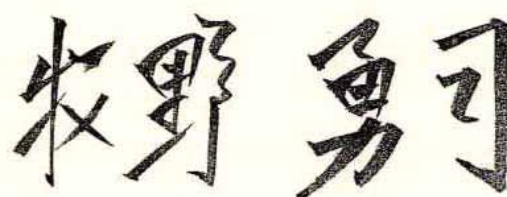
名寄市と士別市は、定住自立圏構想に基づく「北・北海道中央圏」の中心市として、圏域を構成する自治体と連携・協力しながら、地域資源を活かした魅力ある地域づくり、全ての住民が安心して暮らしていける地域社会の形成に向け、全力で取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成23年3月28日

名寄市長



士別市長



1 都市機能の集積状況

名寄市、士別市における公共施設等による各種サービス機能、医療機能、商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況は、概ね次のとおりです。

分類	都市機能	名寄市	士別市
行政機関	国の機関	旭川地方検察庁名寄支部 旭川地方・家庭裁判所名寄支部 名寄簡易裁判所 名寄検察審査会事務局 旭川地方法務局名寄支局 名寄拘置支所 名寄税務署 名寄労働基準監督署 名寄公共職業安定所 北海道農政事務所名寄統計・情報センター 旭川開発建設部名寄河川事務所 旭川開発建設部名寄農業開発事業所 陸上自衛隊名寄駐屯地	旭川開発建設部士別道路事務所 旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所 士別河川防災ステーション 北海道農政事務所地域第十課 北海道森林管理局計画部森林技術センター 名寄公共職業安定所士別出張所
	道の機関	上川総合振興局 〔名寄道税事務所、保健環境部名寄社会福祉事務出張所、保健環境部名寄地域保健室、上川農業改良普及センター名寄支所、北部森林室〕 名寄警察署	上川総合振興局 〔旭川建設管理部士別出張所、北部耕地出張所、上川農業改良普及センター士別支所〕 士別警察署
医療・福祉	医療機関	病院4機関、診療所13機関 歯科診療所15機関	病院1機関、診療所12機関 歯科診療所11機関
	公的機関	名寄市立総合病院 〔初期救急医療施設 第2次救急医療施設 地方・地域センター病院 地域周産期母子医療センター 上川北部地域災害拠点病院〕 名寄東病院	士別市立病院 〔初期救急医療施設 第2次救急医療施設〕
	子育て施設	保育所(市立3ヶ所、市立へき地3ヶ所、事業所内4ヶ所、認可外1ヶ所) 私立幼稚園5ヶ所 子育て支援センター3ヶ所	保育所(市立4ヶ所、へき地4ヶ所、事業所内1ヶ所、認可外4ヶ所) 私立幼稚園3ヶ所 子育て支援センター1ヶ所

		認定こども園 1ヶ所	母子通園センター 1ヶ所 つどいの広場 2ヶ所 留守家庭保育室 5ヶ所
	高齢者福祉 入所施設	特別養護老人ホーム 2ヶ所 軽費老人ホーム 1ヶ所 認知症高齢者グループホーム 2ヶ所 介護老人保健施設 1ヶ所	特別養護老人ホーム 2ヶ所 養護老人ホーム 1ヶ所 認知症高齢者グループホーム 4ヶ所 介護老人保健施設 1ヶ所 住宅型有料老人ホーム 2ヶ所 介護付有料老人ホーム 3ヶ所
	障害者福祉 施設	知的障害者支援施設 1ヶ所 地域活動支援センター 1ヶ所 精神障害者支援施設 2ヶ所	障害者支援施設 1ヶ所 地域活動支援センター 1ヶ所 就労継続支援 B 型事業所 1ヶ所
	その他施設	名寄市総合福祉センター 名寄市保健センター	士別市保健福祉センター 士別市総合福祉センター 老人保健センター
教育・文化・ スポーツ	大学	名寄市立大学	
	高等学校	名寄高校(道立) 名寄産業高校(道立)	士別翔雲高校(道立) 士別東高校(市立)
	文化・社会教 育施設	なよろ市立天文台 なよろ健康の森 名寄市民文化センター 市立図書館 名寄市北国博物館 ふうれん地域交流センター	市民文化センター 生涯学習情報センター「いぶき」 あさひサンライズホール 市立士別図書館 士別市博物館 つくも青少年の家 勤労者センター
	スポーツ施設	名寄市スポーツセンター 名寄ピヤシリスキー場 名寄ピヤシリシャンツェ サンピラー交流館カーリングホール 名寄市営球場	士別市総合体育館 士別市陸上競技場、ふどう野球場、 天塩川サッカー場、日向スキー場、 朝日スキー場、朝日三望台シャンツ ェ、多世代スポーツ交流館
産業	商業施設	大規模商業施設 6ヶ所 (店舗面積 1,000 m ² 以上)	大規模商業施設 5ヶ所 (店舗面積 1,000 m ² 以上)
	観光施設	北海道立サンピラーパーク 道の駅もち米の里☆なよろ ふうれん望湖台自然公園	羊と雲の丘、世界のめん羊館 天塩岳、岩尾内湖 つくも水郷公園、ふどう運動公園
	流通施設	名寄市公設地方卸売市場	士別地方卸売市場
	金融機関	北星信用金庫、北洋銀行、北海道銀 行、北海道労働金庫、北見信用金庫、 郵便局	北星信用金庫、北洋銀行、北海道銀 行、郵便局

	その他施設	なよろ温泉サンピラー 名寄市立食肉センター FM放送Airてっし	士別市サイクリングターミナル スポーツ合宿センター「しべつイン翠月」、日向温泉
生活	消費生活相談	名寄市消費者センター	士別市消費生活センター
交通機能	鉄道	JR宗谷本線	JR宗谷本線
	国道	国道40号、239号	国道40号、239号
	高速道路		北海道縦貫自動車道士別剣淵IC
	長距離バス	名寄⇄札幌	名寄⇄札幌
広域施設		上川北部消防事務組合消防本部 炭化センター 衛生センター 上川北部森林組合	士別地方消防事務組合消防本部 北ひびき農協本所 上川北農業共済組合 てしおがわ土地改良区 士別地区森林組合

2 都市機能の利用状況

(1) 市立病院患者数

(単位:人)

市町村名	名寄市立総合病院			士別市立病院		
	外来患者数	入院患者数	救急外来患者数	外来患者数	入院患者数	救急外来患者数
名寄市	153,012	55,022	8,758	3,821	4,084	52
士別市	15,170	11,649	2,046	140,001	46,035	2,647
和寒町	218	119	58	3,809	1,194	48
剣淵町	1,559	1,447	271	18,036	8,425	390
下川町	16,887	7,149	606	264	676	3
美深町	16,652	7,710	742	239	240	4
音威子府村	1,236	570	61	107	96	0
中川町	3,078	1,924	114	101	18	1
幌加内町	669	188	22	121	34	2
西興部村	3,768	1,611	170	1,407	1,412	192
枝幸町	10,323	7,801	419			
浜頓別町	3,055	2,537	108			
中頓別町	2,892	2,698	78			
その他	13,341	11,563	908			
計	241,860	111,988	14,361	167,906	62,214	3,339

※ 平成21年度患者数

(2) 通勤通学者数

(単位:人)

市町村名	常住する就業者・通学者数	名寄市への就業者・通学者数		士別市への就業者数・通学者数		計	
			割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
和寒町	1,470	3	0.2	87	5.9	90	6.1
剣淵町	1,230	10	0.8	189	15.4	199	16.2
下川町	1,601	242	15.1	14	0.9	256	16.0
美深町	2,305	153	6.6	11	0.5	164	7.1
音威子府村	507	5	1.0	1	0.2	6	1.2
中川町	909	3	0.3	0	0.0	3	0.3
幌加内町	803	15	1.9	24	3.0	39	4.9
西興部村	506	3	0.6	0	0.0	3	0.6
枝幸町	3,257	2	0.1	1	0.0	3	0.1
浜頓別町	2,324	2	0.1	1	0.0	3	0.1
中頓別町	814	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※ 平成17年国勢調査数値

就業者数、通学者数は15歳以上の数値、常住する就業者数は自宅就業者数を除いた数値

(3) 図書館登録者数

(単位:人)

市町村名	市立名寄図書館	市立士別図書館
名寄市	4,095	142
士別市	19	8,582
和寒町	-	45
剣淵町	1	199
下川町	39	19
美深町	38	5
音威子府村	7	8
中川町	-	-
幌加内町	6	9
西興部村	4	-
枝幸町	-	1
浜頓別町	-	1
中頓別町	-	2
その他	85	226
計	4,294	9,239

※ 平成21年度登録者数

3 圏域自治体と連携を想定する取組

圏域自治体と連携を想定する取組は、次のとおりです。

(1) 生活機能の強化のための取組

ア 医療

- ・ 安全・安心な生活を確保するため、地域医療体制や救急医療体制などの充実に向けた取組を推進します。

イ 福祉

- ・ 安定的かつ効率的な福祉サービスを確保するため、業務やサービスの広域的な取組を推進します。

ウ 教育

- ・ 読書機会を充実させるため、図書の利用を推進します。
- ・ 生涯学習機会の充実と圏域内住民の交流を促進するため、生涯学習機会についての情報共有と文化・スポーツ施設の相互利用などを推進します。

エ 産業振興

- ・ 安全で質の高い農産物の安定生産、情報発信によるブランド化や生産者と消費者との交流、地産地消、グリーンツーリズムなどの取組を推進します。
- ・ 鳥獣による農林業等への被害を防止する取組を推進します。
- ・ 観光資源についての情報共有と発信など、広域的な取組を推進します。

オ その他

- ・ 低炭素社会の実現に向けた森林保全などの取組を推進します。
- ・ 一般廃棄物処理や水道水質検査などの業務について、広域的な取組を推進します。
- ・ 上記のほか、生活機能向上のために必要な取組を推進します。

(2) 結びつきやネットワークの強化のための取組

ア 地域公共交通

- ・ 日常生活における移動手段を確保するため、自治体間を結ぶバス路線の維持・確保などの取組を推進します。
- ・ 利便性の向上と賑わいを創出するため、(仮称)複合交通センターの整備、デマンド交通などの多様な交通手段の確保に取り組みます。

イ 道路等の交通インフラの整備

- ・ 高速交通体系の確立を図るため、北海道縦貫自動車道の整備促進に向けた取組を推進します。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

- ・ 地域内外の住民との交流を促進するため、天塩川を中心とした交流活動やイベントについての情報共有、発信などの取組を推進します。

エ 上記のほか、結びつきやネットワークの強化に必要な取組を推進します。

(3) 圏域マネジメント能力の強化のための取組

ア 宣言中心市等における人材の育成

- ・ 地域に必要な人材の育成や職員の資質向上を図るため、大学と連携した取組や職員研修会の開催などに取り組みます。

イ 上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に必要な取組を推進します。

4 中心市への通勤通学割合が0.1以上である自治体

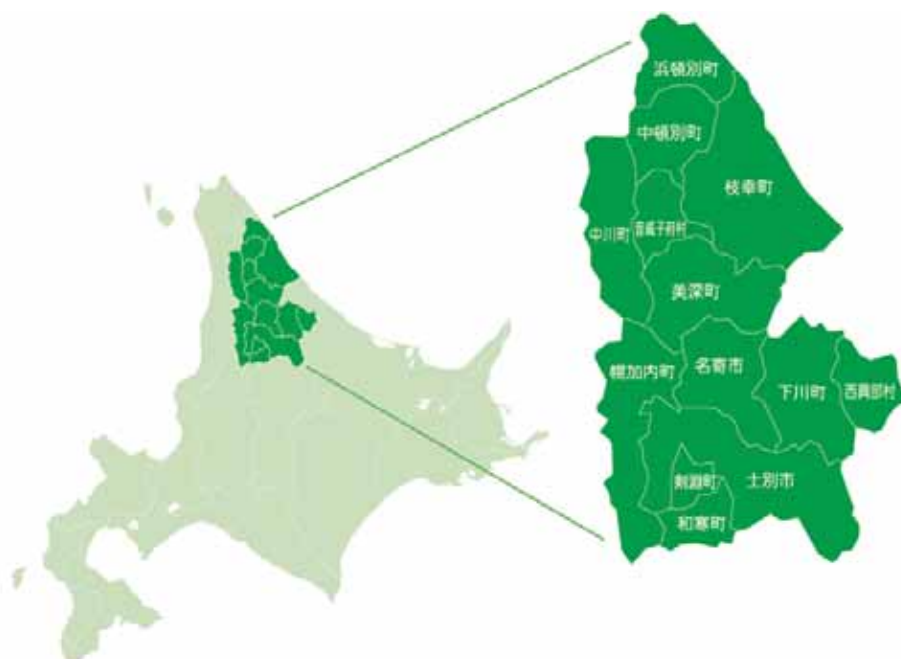
名寄市、士別市への通勤通学割合が0.1以上の町村は、次のとおりです。

- ・ 下川町 0.160
(名寄市への通勤通学割合0.151、士別市への通勤通学割合0.009)
- ・ 剣淵町 0.162
(名寄市への通勤通学割合0.008、士別市への通勤通学割合0.154)

5 中心市と連携する意思を有する自治体

名寄市、士別市と連携する意思を有する町村は、次のとおりです。

- ・ 和寒町、剣淵町[※]、下川町[※]、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町、中頓別町
([※]印は、通勤通学割合が0.1以上の町村です。)





北・北海道中央圏域

定住自立圏形成協定書 資料集

目 次

1. 定住自立圏形成協定項目一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

2. 定住自立圏の形成に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 102

名寄市・士別市・和寒町・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 11

名寄市・士別市・剣淵町・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12～P 22

名寄市・士別市・下川町・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23～P 33

名寄市・士別市・美深町・・・・・・・・・・・・・・・・ P 34～P 44

名寄市・士別市・音威子府村・・・・・・・・・・・・ P 45～P 55

名寄市・士別市・中川町・・・・・・・・・・・・・・・・ P 56～P 64

名寄市・士別市・幌加内町・・・・・・・・・・・・ P 65～P 74

名寄市・士別市・西興部村・・・・・・・・・・・・ P 75～P 81

名寄市・士別市・枝幸町・・・・・・・・・・・・・・・・ P 82～P 88

名寄市・士別市・浜頓別町・・・・・・・・・・・・ P 89～P 95

名寄市・士別市・中頓別町・・・・・・・・・・・・ P 96～P 102

定住自立圏形成協定項目一覧表

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

別表第1 (第3条関係)

1 医療

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
救急医療の維持・確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
圏域医療体制の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

2 福祉

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
審査会業務の連携	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	
障がい者福祉の推進	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	

3 教育

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
図書館相互利用の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
生涯学習機会の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	

4 産業振興

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
地域資源を活用した観光と地場製品の振興	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	
鳥獣被害防止対策の推進	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	

5 その他

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
低炭素社会に向けた取組の推進	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	
廃棄物処理施設の広域利用の推進	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	
水道水質検査業務の連携	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	
消費生活相談事業の連携	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

別表第2 (第3条関係)

1 地域公共交通

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
地域公共交通の確保	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	

2 道路等の交通インフラの

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
交通ネットワークの形成	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	

3 地域内外の住民との交流・移住

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
地域内外の住民との交流促進	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

別表第3 (第3条関係)

1 宣言中心市等における人材の育成

協定事項	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	西興部村	枝幸町	浜頓別町	中頓別町	備考
大学と連携した人材育成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・和寒町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と和寒町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)


第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地

名寄市
名寄市長

加藤 剛士 


士別市東6条4丁目1番地

士別市
士別市長

牧野 勇司 

乙 上川郡和寒町字西町120番地

和寒町
和寒町長

伊藤 昭宣 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
消費生活相談事業の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。
	甲の役割	甲が設置する士別市消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努める。
	乙の役割	甲が設置する士別市消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努めるとともに、応分の経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速度化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・剣淵町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と剣淵町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第2条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

牧野勇司 

乙 上川郡剣淵町仲町37番1号
剣淵町
剣淵町長

佐々木智雄 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。
消費生活相談事業の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。

甲の役割	甲が設置する士別市消費生活センターを 広域的に運営し、圏域内の消費者相談の充 実や消費者教育・啓発の推進に努める。
乙の役割	甲が設置する士別市消費生活センターと 連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や 消費者教育・啓発の推進に努めるとともに、 応分の経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速度化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・下川町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と下川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第3条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

萩野勇司 

乙 上川郡下川町幸町63番地
下川町
下川町長

安寿保 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。
消費生活相談事業の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。

甲の役割	甲が設置する名寄市消費者センターの広域化について、乙と連携して検討を行う。
乙の役割	甲が行う消費生活相談窓口の広域化に向けた検討に参加するとともに、必要な協力をを行う。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速度化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・美深町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と美深町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第4条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士



土別市東6条4丁目1番地
土別市
土別市長

牧野勇司



乙 中川郡美深町字西町18番地
美深町
美深町長

山口信夫



別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。
消費生活相談事業の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。

甲の役割	甲が設置する名寄市消費者センターの広域化について、乙と連携して検討を行う。
乙の役割	甲が行う消費生活相談窓口の広域化に向けた検討に参加するとともに、必要な協力をを行う。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速度化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・音威子府村

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と音威子府村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第5条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

平成 23 年 9 月 30 日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤 剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

牧野 勇司 

乙 中川郡音威子府村字音威子府 444 番地 1
音威子府村
音威子府村長

佐近 勝 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。
消費生活相談事業の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。

甲の役割	甲が設置する名寄市消費者センターの広域化について、乙と連携して検討を行う。
乙の役割	甲が行う消費生活相談窓口の広域化に向けた検討に参加するとともに、必要な協力をを行う。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速度化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・中川町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と中川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第6条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

牧野勇司 

乙 中川郡中川町字中川337番地
中川町
中川町長

川口精雄 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、(社)上川北部医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保及び(社)上川北部医師会への委託について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、療育施設及び地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	甲の役割	名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターを運営するとともに、乙と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	甲が設置する名寄市総合療育センター及び士別市こども通園センターの運営に必要な協力と応分の経費を負担するとともに、甲と連携して地域活動支援センターの広域利用を推進する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場産品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
水道水質検査業務の連携	取組の内容	水道法に基づく適正かつ安定的な水道水質検査の実施を図るため、圏域内における水道水質検査業務の受委託を推進する。
	甲の役割	名寄市浄水場における水道水質検査業務の維持・確保を図るとともに、乙から水道水質検査業務を受託する。
	乙の役割	水道水質検査業務を甲に委託するとともに、水道水質検査業務への協力と応分の経費を負担する。
消費生活相談事業の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。
	甲の役割	甲が設置する名寄市消費者センターの広域化について、乙と連携して検討を行う。
	乙の役割	甲が行う消費生活相談窓口の広域化に向けた検討に参加するとともに、必要な協力を行う。

別表第2（第3条関係）

1 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高高速化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

2 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
	甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・幌加内町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と幌加内町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第7条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

牧野勇司 

乙 雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地
幌加内町
幌加内町長

守田秀生 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の連携	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置・運営する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会に関して、必要な協力と応分の経費を負担する。

3 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の実用と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を活用した観光と地場産品の振興	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させるとともに、関係団体と連携して広域連携を強化する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRすることで地産地消及び物産振興を図る。
	甲の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進するとともに、乙や道北観光連盟等の関係団体と連

		携し、広域観光や地場製品のブランド化を促進する。また、圏域内のイベント・物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信する。
	乙の役割	観光施設等の維持・整備、観光メニューや地場製品等の研究・開発を促進するとともに、甲や道北観光連盟等の関係団体と連携し、広域観光や地場製品のブランド化を促進する。また、乙のイベント・物産情報等を甲に提供する。
鳥獣被害防止対策の推進	取組の内容	鳥獣による農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、乙及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、担い手育成に向けた講習会や残滓処理についての情報を乙に提供する。
	乙の役割	鳥獣による被害状況や被害防止対策等に係る情報交換を行い、甲及び関係機関・団体と連携して被害防止対策を講じるとともに、甲が提供する情報の有効活用を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究

		を促進し、普及に努める。
廃棄物処理施設の 広域利用の推進	取組の内容	廃棄物の安定的かつ効率的な処理を維持・確保するため、処理施設の広域利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が保有する処理施設について、更新時期にあわせ、広域化の検討を推進する。
	乙の役割	甲と連携して一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、甲が取り組む処理施設の広域化の検討に参画し、必要な協力を行う。
消費生活相談事業 の連携	取組の内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。
	甲の役割	甲が設置する士別市消費生活センターを広域的に運営し、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努める。
	乙の役割	甲が設置する士別市消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費者教育・啓発の推進に努めるとともに、応分の経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高高速化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
---------------	-------	--

甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・西興部村

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と西興部村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第8条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。


(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日


甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤 剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

牧野 勇司 

乙 紋別郡西興部村字西興部100番地
西興部村
西興部村長

高畑 秀美 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有を促進する。

2 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。

生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
	甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・枝幸町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と枝幸町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第9条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤 剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

萩野 勇司 

乙 枝幸郡枝幸町本町916番地
枝幸町
枝幸町長

荒屋 吉雄 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。

生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

3 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・浜頓別町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と浜頓別町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第10条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

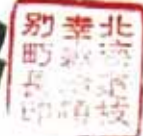
甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

米野勇司 

乙 枝幸郡浜頓別町中央南1番地
浜頓別町
浜頓別町長

菅原信男 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。

3 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・中頓別町

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と中頓別町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第11条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

米野勇司 

乙 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中頓別町
中頓別町長

野色智弘 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。

生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

3 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、新エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、北海道縦貫自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR宗谷本線の高速化などの促進に向けた取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。